

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和7年12月18日

海田町長 竹野内 啓佑

1 業務内容

(1) 業務名

「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル実施要領及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場 企画部 かいたブランド課（役場3階）

(5) 契約金の上限額

2,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件掲載日から契約締結日までの間のいずれの日においても、海田町の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 専門技術者等、同業務の経験と実績豊富な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- (4) 企画者・デザイナー・コピーライターなど、制作に必要な人材と密な連絡・連携の確保が容易な体制であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場 企画部 かいたブランド課（役場3階）

電話：(082) 823-9212（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月13日（火）まで（海田町の休日を定める条例（平成元年6月30日海田町条例第12号）に規定する町の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、隨時交付する。

ウ 入手方法

海田町ホームページに掲載しているデータのダウンロードによる。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期限

令和8年1月6日（火）正午

エ 提出方法

原則電子メールでの提出とし、「申請書（物品調達等）」以外はPDFデータ等可変できない仕様で提出すること。

やむを得ず持参、郵送等に提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年1月8日（木）頃に通知する。

(3) 企画提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記（1）アの場所

イ 提出期限

令和8年1月13日（火）正午

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

企画提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

審査は、企画提案書の評価による審査を行い、選定委員会の書類審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 日時等

次のとおり審査を実施する。

- ① 日 時：令和8年1月14日（水）
- ② 場 所：海田町役場

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務受託候補者選定審査基準に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

令和8年1月15日（木）頃に、海田町ホームページにて掲載するとともに、すべての企画提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

公募型プロポーザル実施要領による。

6 問い合わせ先

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町役場 企画部 かいたブランド課（役場3階）

電 話：(082) 823-9212（ダイヤル・イン）

FAX：(082) 823-9203

メール：brand@town.kaita.lg.jp